

エコキュート昼シフトチャレンジ規約

第1条 定義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 「本チャレンジ」とは、本規約に基づき、参加者自身が負荷時間を当社が別途指定する時間となるよう変更することを通じて、電気の需要調整を参加者と当社にて協力して行うものをいいます。
- (2) 「本規約」とは、エコキュート昼シフトチャレンジ規約をいいます。
- (3) 「本チャレンジ契約」とは、参加者と当社との間で成立する本チャレンジに関する契約をいいます。
- (4) 「参加者」とは、本規約に同意のうえ、当社所定の手続きに従って本チャレンジへの参加を申し込み、当社がこれを承諾した個人とします。
- (5) 「エコキュート」とは、ヒートポンプを利用して主として深々夜時間または夜間時間に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、当社が認めたものをいいます。
- (6) 「負荷時間」とは、エコキュートが有する湯温および湯量を沸きあげる機能を稼働させる時間をいいます。
- (7) 「チャレンジ期間」とは、2024年4月1日から2024年5月31日までの期間をいいます。
- (8) 「特典」とは、当社が提供している Web サービスである「くらし TEPCO web」で付与する2,500くらし TEPCO ポイントをいいます。
- (9) 「電気需給契約」とは、当社が供給し、参加者が供給を受ける電気の需給契約をいいます。
- (10) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。

第2条 本チャレンジ契約の契約期間等

1. 本チャレンジは、昼間の電力需要の創出を目的に参加者にエコキュートの負荷時間を変更いただき、当該変更の有効性を当社で検証するものです。
2. 本チャレンジ契約の契約期間は、当社がお客さまの申込みを承諾した日から2024年7月31日とします。
3. 当社は、チャレンジ期間中の全ての日において本チャレンジ契約が存続し、かつ、チャレンジ期間中に継続して負荷時間を当社が別途指定する時間となるよう変更したと当社が認めた参加者に対して、当社は、2024年7月末までに、特典を付与します。なお、当該参加者について、負荷時間の変更によりチャレンジ期間中における電気料金が当社の事前の想定よりも増加したと当社が認めた場合、電気料金の増加分を加味し、個別に特典を増額することができます。
4. 前項にかかわらず、参加者がチャレンジ期間中に負荷時間の変更を継続しなかった、または、負

荷時間の変更を継続しなかったことを当社が認めた場合、特典を付与しません。

第3条 本規約の運用および変更

1. 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の実施期日以後の本チャレンジ内容は、変更後の本規約によります。
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の実施時期までに相当な予告期間において、本規約を変更する旨および変更後の内容ならびに変更の実施時期を電磁的方法等により参加者にお知らせします。

第4条 契約の成立

1. 本チャレンジは、お客さまが以下の条件を全て満たす場合、申し込むことができます。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めるときには、本チャレンジへの申し込みを認めることがあります。
 - (1) 当社が提供する電気料金プランである季節別時間帯別電灯、スマートライフ S、スマートライフ Lまたはスマートライフプランで、当社と電気需給契約を締結していること
 - (2) 暮らし TEPCO web の会員で、メールアドレスを登録しており、かつ、暮らし TEPCO web のお知らせの配信停止設定を行っていないこと
 - (3) 電気需給契約の契約住所にエコキュートを設置していること
 - (4) 電気需給契約の契約住所に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること
2. 本チャレンジへの参加を希望する場合は、前項各号に定める条件を満たしたお客さまが、あらかじめ本規約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の手続きに従って、本チャレンジの申込みを行うものとします。本チャレンジ契約は申込みを当社が承諾した時に成立します。

第5条 申込みの不承諾

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本チャレンジの申込みを承諾しないことがあり、またその理由についてお客さまからの請求がある場合を除き、一切開示しないものとします。

- (1) 申込み内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあったとき
- (2) 本チャレンジを含む当社が提供するサービスチャレンジに関する契約が解除され、もしくはこれらのサービスの提供が停止されたとき、またはそのおそれがあるとき
- (3) 本チャレンジを含む当社が提供するサービスに関する債務の履行が滞ったとき、またはそのおそれがあるとき
- (4) 本チャレンジの申込みを行う者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みが成年被後見人によって行われず、または法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき
- (5) 日本国外からの申込みであるとき
- (6) 第4条第1項各号の条件を満たしていないとき
- (7) 参加者が申込時の契約住所から転居したとき

- (8) 第 15 条の定めに違反するとき、またはそのおそれがあるとき
- (9) 当社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと、当社が判断したとき
- (10) その他当社が適当でない判断するとき

第 6 条 解約

1. 参加者は、当社が別途定める手続をとることにより本チャレンジ契約を解約することができます。なお、チャレンジ契約期間中に解約された場合、特典の付与を行いません。
2. 当社は、会員の死亡を知った時点をもって、当該会員について前項の解約の手続がとられたものとして取り扱います。

第 7 条 本チャレンジの中断

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本チャレンジを中断することができるものとします。
 - (1) 本チャレンジにかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等の点検、保守作業その他工事等を行うとき
 - (2) 本チャレンジにかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等が事故により停止したとき
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本チャレンジの運営ができなくなったとき
 - (4) その他、当社が本チャレンジの提供を中断することが必要であると判断したとき
2. 当社は、前項により本チャレンジを中断する場合には、あらかじめその旨を参加者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 8 条 当社が行う契約解除

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、参加者に事前に通知することなく、直ちに本チャレンジ契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本チャレンジ契約成立後に、第 5 条第 1 項各号に該当する事由が判明したとき
 - (2) 参加者が、第 9 条第 1 項各号に規定する禁止行為を行ったとき
 - (3) 参加者が、当社の問い合わせ窓口等に長時間の電話を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、当社の業務に支障をきたしたとき
 - (4) 参加者が本規約に違反したとき
2. 前項による本チャレンジ契約の全部または一部の解除は、当社の参加者に対する損害の賠償請求を妨げないものとし、当社は、前項にもとづき当社が行った解除により参加者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 9 条 禁止事項

1. 参加者は、本チャレンジに関して次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本チャレンジに営業目的で参加する行為
 - (2) 当社、本チャレンジの他の参加者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
 - (3) 差別もしくは誹謗中傷し、または信用を毀損する行為
 - (4) 本チャレンジ、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為
 - (5) 他の参加者になりすまして本チャレンジを利用する行為
 - (6) 法令もしくは公序良俗に違反し、または他の参加者もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (7) 犯罪行為に関連する行為
 - (8) 前各号に定める行為を助長する行為
 - (9) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
 - (10) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、何人に対しても、前項に定める参加者の行為が行われないうように監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

第 10 条 本チャレンジの終了

1. 当社は、本チャレンジの全部または一部を終了することができます。
2. 当社は、前項にもとづき本チャレンジを終了する場合は、本チャレンジを終了する日の前日までに、ショートメッセージ（SMS）その他当社が定める方法で参加者に通知および当社ホームページ等に掲示するものとします。

第 11 条 第三者への委託

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第 12 条 参加者情報の取扱い

本チャレンジにおける参加者の情報（本チャレンジまたは本チャレンジ以外における参加者の端末利用履歴に関する情報および端末識別情報ならびに参加者の個人情報を含みます。）については、当社が別途公表する当社のプライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、参加者は、当社のプライバシーポリシーに従って自己の個人情報が取り扱われることに同意するものとします。

第 13 条 免責

1. 当社は、本チャレンジが参加者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、参加者による本チャレンジの利用が参加者に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、当社による本チャレンジの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、本規約の変更について、参加者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
3. 当社は、故意または重過失による場合を除き、チャレンジ参加者の情報の削除、毀損または消

失、本チャレンジの利用による機器の故障もしくは損傷、エコキュートの稼働時間変更による電気料金の増加等の損害・不利益、その他本チャレンジに関して参加者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

4. 前項に関し、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、付随的損害、間接損害、当社の予見の有無にかかわらず特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第 14 条 損害賠償請求等

本チャレンジに関連して、参加者が第三者もしくは当社に対して損害を与えた場合、または参加者と第三者との間で紛争が生じた場合、当該参加者は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとします。

第 15 条 反社会勢力の排除

1. 参加者は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ本チャレンジ契約の契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。
2. 参加者は、本チャレンジに関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、参加者が前 2 項の表明・保証に違反した場合、または、本チャレンジ契約の履行が反社会的勢力の活動を助長しもしくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本チャレンジ契約の全部または一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定にもとづき当社が本チャレンジ契約の全部または一部を解除した場合、当社は、本チャレンジ契約の全部または一部を解除したことに起因して参加者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償または補償することを要しないものとします。

第 16 条 譲渡禁止

1. 参加者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約から生ずる当社に対する権利、義務の

全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。

2. 当社は、本チャレンジにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに参加者が当社に届け出た情報および履歴情報、その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、参加者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 17 条 連絡・通知

本チャレンジに関する問い合わせその他参加者から当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社から参加者に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第 18 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第 19 条 協議解決の原則および管轄裁判所

1. 本チャレンジに関連して参加者と当社との間で問題が生じた場合には、両者間で誠意をもって協議するものとします。
2. 前項に基づく協議をしても解決できず、訴訟の必要性が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

2024 年 1 月 16 日 制定

東京電力エナジーパートナー株式会社